

第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)に関するパブリックコメントについて

市では、障がいのある人もない人も、人格と個性を尊重し合い、共に生きることのできる地域社会を目指して、「会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を作り、取組を進めています。令和5年度が今の計画の最後の年となることから、新しい計画案について、みなさんの意見を募集します。

1 募集期間

令和5年12月22日(金)から令和6年1月22日(月)まで(最終日午後5時必着)

2 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所がある方
- (2) 市内に事務所または会社がある個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所または会社で仕事をする方及び市内に事務所または会社がある法人その他の団体の方
- (4) 市内の学校に通っている方

3 意見の提出の仕方

別紙「第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)に対する意見書」に書いて、直接持参するか、郵送、FAX、電子メールにより、障がい者支援課に提出してください。

また、意見書の様式でなくても提出できますが、その時は氏名、住所、電話番号(法人等の場合は名称、所在地、電話番号)を必ず書いてください。名前を書かない場合や電話での意見提出はできません。

【提出先】 会津若松市健康福祉部障がい者支援課
〒965-8601
会津若松市東栄町3番46号 栄町第二庁舎 障がい者支援課
FAX 0242-39-1430
電子メール shougaishashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

4 注意事項

- ・確認が必要な時、市から連絡することがありますので必ず電話番号を書いて下さい。
- ・提出していただいた書面等はお返しできません。
- ・一人ひとりの意見に対し、直接回答はしません。
- ・提出いただいたご意見は、市民のみなさんにお知らせすることがあります。その人の名前など、個人情報とは他の人にはお知らせしません。

5 計画案が見れる場所

- ・内容は障がい者支援課、こども家庭課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、市のホームページで見ることができます。
- ・各施設で見れる時間は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

問い合わせ先:会津若松市健康福祉部障がい者支援課 (電話0242-23-4244)